

の工事中の消防計画

※本計画に定めるもの以外のものについては、既定の消防計画による。

1 工事計画及び施工に関すること		
1 工事概要		
2 工事日程表		
3 工事範囲		
4 機能に支障を生じる消防用設備等	有 ・ 無	
5 機能に支障を生じる避難施設等	有 ・ 無	
6 火気設備・火気器具等の使用等	有 ・ 無	
7 危険物等を取り扱う作業等	有 ・ 無	
8 連絡先		
9 緊急連絡先		
10 その他		
2 工事中の防火管理体制に関すること		
1 出火防止対策		
(1) 工事施工責任者は、作業の開始前又は作業終了時にその日及び翌日の作業内容について、防火管理者に報告する。		
(2) 工事施工責任者は、毎日自主検査を実施し、自主検査の結果、異常が認められたときは防火管理者に報告し指示を受けて対処する。		
(3) 防火管理者は、作業員が火気を使用する場合には、周囲をよく点検し、必要な指示を与える。 また、現場監督者は、可燃性物品の近くで火花等を発する作業を行わないように指示・監督する。		
(4) 建物の外周部及び階段等には、可燃性の工業用資材又は梱包材等は置かないようにす を得ず置く場合は整理整頓し難燃性シート等で覆い保管する。		
(5) 現場監督者は、工事関係者以外の者の工事部分等の立ち入りは禁止とし、作業終了後 に施錠を最終的に確認して放火防止対策を行う。		
(6) 現場監督者は、作業終了後に火気の最終確認を行い出火防止に努めること。		
(7) 喫煙をする場合は、定められた喫煙場所で行うこと。		
2 相互連絡体制		
(1) 防火管理者は、火災予防上必要な事項については、必要に応じて、工事責任者等に指		

導、監督を行う。

- (2) 防火管理者は、工事関係者等と工事の開始前に十分協議を行う。
- (3) 工事施工責任者は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断作業の事前報告、危険物品の持込み・使用の事前報告を防火管理者に行う。
- (4) 工事部分内又は使用している部分から火災が発生した場合は、相互連絡体制を図る。

3 地震対策

- (1) 工事範囲の震災対策を実施する責任者は、工事施工責任者とする。
- (2) 工사용資機材等の転倒防止措置、工사용足場、資機材の落下、飛散防止措置を行う。
- (3) 火気設備及び火気器具からの出火防止措置を行う。
- (4) 危険物品は、転倒及び飛散しないよう措置を講じること。
- (5) 工事関係者は、揺れがおさまったら直近の火気使用設備器具の元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行い、現場監督者はその状況を確認し工事施工責任者に報告する。
- (6) 工事施工責任者は、地震動終了後、工事部分等を点検、確認し、被害状況を防火管理者に報告する。

4 自衛消防組織

- (1) 工事範囲の自衛消防組織の編成表は、別紙のとおり。
- (2) 災害時は、防火対象物本部隊と連携して自衛消防活動を行うものとする。
- (3) 工事施工責任者は、自衛消防活動等の内容を工事人等に周知徹底する。

5 避難経路

- (1) 工事部分等における避難経路図を作成し、工事部分等の出入口、工事人の休憩室、現場事務所等に掲示する。
- (2) 避難経路には、資材等の物品が置かれないよう確保する。
- (3) 二方向避難を確保する。

6 防火区画

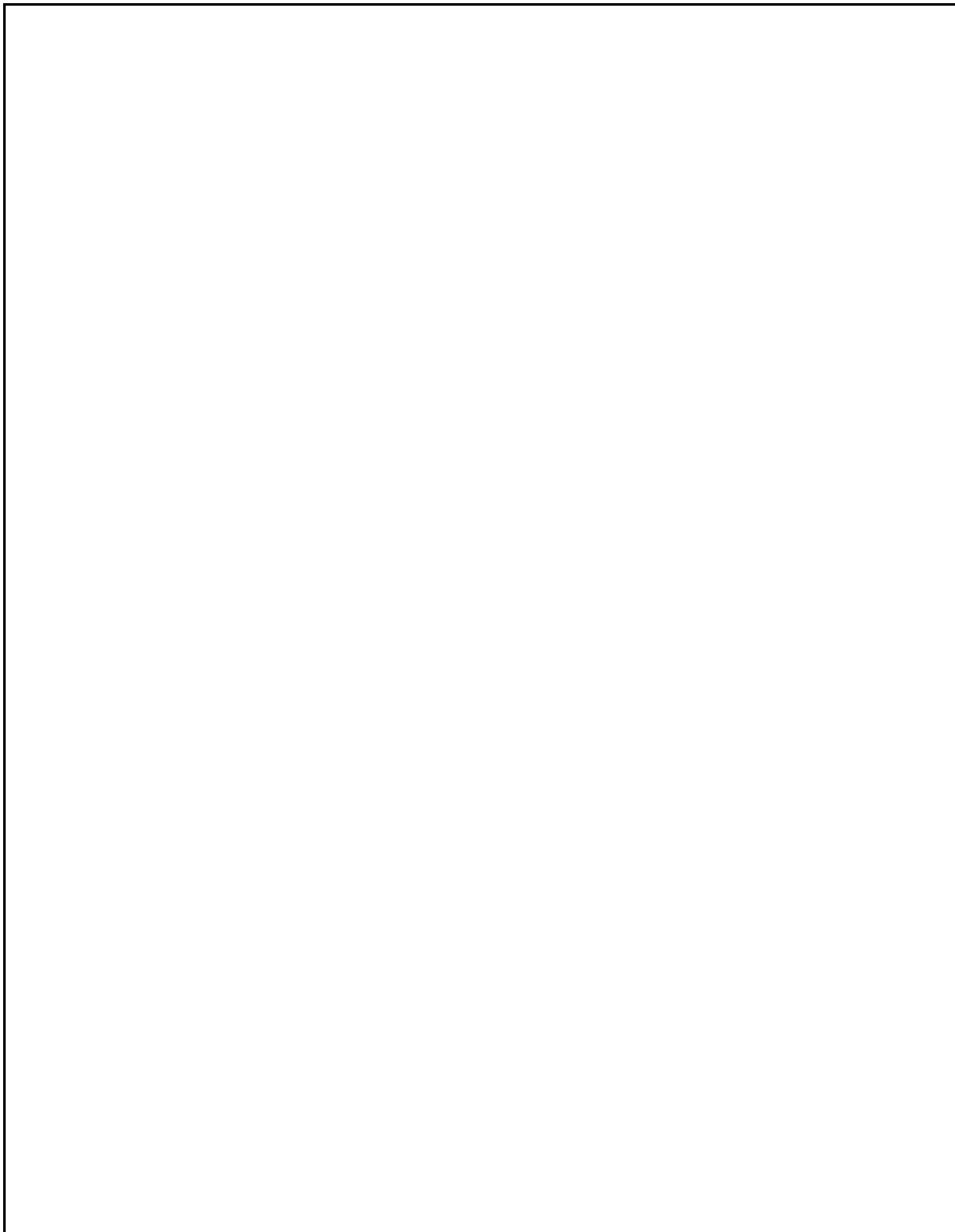
- (1) 防火区画については、別図のとおり。
- (2) 工事施工責任者は、防火区画に異常がないかどうかを定期的を確認し、破損等を発見した場合は、直ちに改修する。
- (3) 使用部分と工事部分は、完全に区画を行う。

7 防火・防災教育

- (1) 工事施工責任者は、工事人等の全員を対象に工事を開始する前に必ず工事中の消防計画の遵守事項について説明・徹底させる。
また、毎日工事開始時に防火管理に関する事項及び作業内容に伴う種々の遵守事項について、徹底する。
- (2) 工事開始後に速やかに消火訓練、通報訓練及び避難訓練を必ず1回以上実施する。
また、建物全体で実施する消防訓練には、必ず参加する。

1 消防用設備等			
種類・区域	支障を生じる期間		代替措置の概要
2 避難施設及び非常用進入口等			
種類・区域	支障を生じる期間		代替措置の概要
3 火気設備・火気器具の状況及び火災発生のおそれのある機械器具等			
種類・区域	支障を生じる期間		代替措置の概要
4 危険物品等			
種類・数量	使用場所	使用期間・時間	堆積・設置方法等
5 管理 の 方 法 等			

工事部分等の平面図



※工事部分等と使用部分の防火区画を明確にし、記入する。

※代替消防用設備等の設置位置を記入する。